

第7回 投資主総会 招集ご通知

開催情報

- 日時: 2025年10月23日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時30分)
※前回と開始時刻が変更になっております
ので、ご注意ください。
- 場所: 東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
KANDA SQUARE 3階 SQUARE ROOM
(末尾の会場のご案内をご参照ください。)
- 投資主総会の目的である事項
決議事項

第1号議案	規約一部変更の件(その1)
第2号議案	規約一部変更の件(その2)
第3号議案	執行役員1名選任の件
第4号議案	補欠執行役員2名選任の件
第5号議案	監督役員2名選任の件

(発信日) 2025年9月25日

東京都千代田区内神田一丁目14番10号
イオンリート投資法人
執行役員 関 延明

投資主各位

第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第7回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本投資主総会へのご出席に代えて書面により議決権を行使することも可能です。その場合には、お手数ながら投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、2025年10月22日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第93条第1項に基づき、現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、**投資主さまが当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、現行規約第14条第1項括弧書、第3項及び第4項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

(本投資法人現行規約抜粋)

現行規約第14条

第14条(みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前二項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6ヶ月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人(招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。
 - (1) 執行役員、監督役員又は会計監査人の選任又は解任
 - (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
 - (3) 解散
 - (4) 投資口の併合
 - (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の本投資法人ウェブサイト及び東京証券取引所(東証)ウェブサイトに「第7回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【本投資法人ウェブサイト】

<https://www.aeon-jreit.co.jp/ja/ir/meeting.html>



【東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記ウェブサイトアクセスして、銘柄名「イオンリート投資法人」又は証券コード「3292」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を順に選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。)

なお、本投資主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主さまに対して書面により投資主総会参考書類をお送りしております。

敬 具

記

1. 日	時	2025年10月23日(木曜日)午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場	所	東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1 KANDA SQUARE 3階 SQUARE ROOM (末尾の会場のご案内をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

第1号議案	規約一部変更の件(その1)
第2号議案	規約一部変更の件(その2)
第3号議案	執行役員1名選任の件
第4号議案	補欠執行役員2名選任の件
第5号議案	監督役員2名選任の件

以 上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有するほかの投資主の方1人を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙と共に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項について修正が生じた場合は、上記インターネット上の本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイトとその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるイオン・リートマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。併せてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本投資主総会及びその後の運用状況報告会にご出席の投資主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件(その1)

1. 提案の理由

- (1) 現行規約第9条第2項第一文の規定に基づき隔年ごとの9月25日及び同日以後遅滞なく招集される投資主総会に加えて、現行規約第34条に定める各決算期から3ヶ月以内の日を投資主総会の日として開催される投資主総会については、当該投資主総会において権利を行使することのできる投資主に係る基準日を当該決算期とする旨の変更を行うものです(変更案第15条第1項【変更】)。
- (2) 本投資法人の借入先の多様化を進めるに際して、将来、信用組合又は信用金庫から融資を受けるにあたり、「中小企業等協同組合法」(昭和24年法律第181号)及び「信用金庫法」(昭和26年法律第238号)に基づく出資を行う必要があることから、本投資法人が借入れを行うために必要な場合にはかかる出資を行うことができるよう、本投資法人の投資対象にこれらの出資を追加し、規定の新設を行うものです(変更案第29条第3項第(10)号及び第(11)号【新設】)。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現行規約	変更案
第15条 (基準日等) 1. <u>投資法人が第9条第2項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、2017年7月末日及び以後隔年ごとの7月末日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。</u> また、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、投資主総会においてその権利を行使することのできる投資主とすることができる。 2. (省略)	第15条 (基準日等) 1. 第34条に定める決算期から3ヶ月以内に開催される投資主総会において権利を行使することができる投資主は、当該決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。 また、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、投資主総会においてその権利を行使することのできる投資主とすることができる。 2. (現行のとおりに)
現行規約	変更案
第29条 (資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲) 1. ～ 2. (省略) 3. 本投資法人は、上記のほか、不動産関連資産などに付随して又は第28条に定める投資態度に照らして取得が必要又は有用と認められる下記の権利等に投資することができる。 (1) ～ (9)(省略) (新設) (新設) (10) ～ (12)(省略) 4. (省略)	第29条 (資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲) 1. ～ 2. (現行のとおりに) 3. 本投資法人は、上記のほか、不動産関連資産などに付随して若しくは第28条に定める投資態度に照らして又は借入れに際して取得が必要又は有用と認められる下記の権利等に投資することができる。 (1) ～ (9)(現行のとおりに) (10) 中小企業等協同組合法に定める出資 (11) 信用金庫法に定める出資 (12) ～ (14)(現行のとおりに) 4. (現行のとおりに)

第2号議案 規約一部変更の件(その2)

1. 提案の理由

- (1) 本投資法人の資産運用会社に対する処分報酬については、不動産マーケットを取り巻く環境の変化等を踏まえたうえで、取得報酬との整合性をとるため、所要の変更を行うものです(変更案第37条第1項第(3)号【変更】)。
- (2) 本投資法人と他の投資法人との合併において、資産運用会社が当該他の投資法人の保有資産等の調査及び評価等の業務を実施して合併の効力が発生した場合には、当該他の投資法人が保有していた不動産関連資産等の評価額を基準として算定した合併報酬を、資産運用会社に対して支払う旨の規定を新設するものです(変更案第37条第1項第(4)号【新設】)。また、合併報酬の新設に伴い、合併による取得の場合に取得報酬が生じないことを明確にするために、所要の変更を行うものです(変更案第37条第1項第(2)号【変更】)。
- (3) 上記資産運用報酬の変更については、本投資法人の2026年7月期の期首である2026年2月1日から導入することとするため、附則において、当該規約変更の効力発生日について必要な規定を置くものです。なお、本章の規定は当該規約変更の効力発生後に削除するものとします(変更案第9章第42条【新設】)。

(下線は変更部分)

現行規約	変更案
第37条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準) 1. 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社(以下「資産運用会社」という。)に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は、次のとおりとする。なお、本投資法人は、資産運用会社に対して、宅地建物取引業法に定める代理・媒介に関する報酬は支払わないものとする。 (1) (省略) (2) 取得報酬 本投資法人は、本投資法人が不動産関連資産(但し、第29条第1項(2)⑨に掲げる資産を除く。以下本号及び次号において同じ。)又は海外不動産保有法人関連出資を取得した場合、取得報酬として、その取得代金(売買の場合は売買代金、交換の場合は交換により取得した当該不動産関連資産の評価額、出資(海外不動産保有法人関連出資を除く。)による場合は出資金、海外不動産保有法人関連出資による場合は海外不動産保有法人取得代金(以下で定義され	第37条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準) 1. 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社(以下「資産運用会社」という。)に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は、次のとおりとする。なお、本投資法人は、資産運用会社に対して、宅地建物取引業法に定める代理・媒介に関する報酬は支払わないものとする。 (1) (現行のとおり) (2) 取得報酬 本投資法人は、本投資法人が不動産関連資産(但し、第29条第1項(2)⑨に掲げる資産を除く。以下本号及び次号において同じ。)又は海外不動産保有法人関連出資を取得(合併による取得の場合を除く。)した場合、取得報酬として、その取得代金(売買の場合は売買代金、交換の場合は交換により取得した当該不動産関連資産の評価額、出資(海外不動産保有法人関連出資を除く。)による場合は出資金、海外不動産保有法人関連出資による場合は海外不動産保有法

現行規約	変更案
る。)を意味する。但し、消費税及び地方消費税、並びに取得に要する費用(もしあれば)を除く。)に、100分の0.5(但し、本投資法人が定める利害関係人との取引の場合(海外不動産保有法人と本投資法人が定める利害関係人との取引の場合を含む。)は100分の0.25とする。)を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額(1円未満を切捨てる。)を資産運用会社に対して支払う。 なお、「海外不動産保有法人取得代金」とは、海外不動産保有法人が不動産関連資産と同様の性質を有する資産を取得した場合の海外不動産保有法人の取得代金を、当該取得日時点での外国為替レートにより邦貨に換算し、当該取得日時点での本投資法人の当該海外不動産保有法人に対する出資持分割合を乗じて算出される金額をいう。 本投資法人は、かかる取得報酬を、当該資産の取得日(海外不動産保有法人関連出資による場合は、海外不動産保有法人が不動産関連資産と同様の性質を有する資産を取得した日をいう。以下、本(2)において同じ。)が属する月の翌月末日まで(但し、翌月が本投資法人の翌営業期間となる場合は、取得日が属する月の末日まで)に、資産運用会社に対して支払う。 (3) 処分報酬 本投資法人は、本投資法人が不動産関連資産を処分し、又は海外不動産保有法人が保有する不動産関連資産と同様の性質を有する資産を処分し、それにより譲渡益が発生した場合、処分報酬として、その処分代金(売買の場合は売買代金、交換の場合は交換により処分した当該不動産関連資産の評価額、海外	人取得代金(以下で定義される。)を意味する。但し、消費税及び地方消費税、並びに取得に要する費用(もしあれば)を除く。)に、100分の0.5(但し、本投資法人が定める利害関係人との取引の場合(海外不動産保有法人と本投資法人が定める利害関係人との取引の場合を含む。)は100分の0.25とする。)を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額(1円未満を切捨てる。)を資産運用会社に対して支払う。 なお、「海外不動産保有法人取得代金」とは、海外不動産保有法人が不動産関連資産と同様の性質を有する資産を取得した場合の海外不動産保有法人の取得代金を、当該取得日時点での外国為替レートにより邦貨に換算し、当該取得日時点での本投資法人の当該海外不動産保有法人に対する出資持分割合を乗じて算出される金額をいう。 本投資法人は、かかる取得報酬を、当該資産の取得日(海外不動産保有法人関連出資による場合は、海外不動産保有法人が不動産関連資産と同様の性質を有する資産を取得した日をいう。以下、本(2)において同じ。)が属する月の翌月末日まで(但し、翌月が本投資法人の翌営業期間となる場合は、取得日が属する月の末日まで)に、資産運用会社に対して支払う。 (3) 処分報酬 本投資法人は、本投資法人が不動産関連資産を処分し、又は海外不動産保有法人が保有する不動産関連資産と同様の性質を有する資産を処分し、それにより譲渡益が発生した場合、処分報酬として、その処分代金(売買の場合は売買代金、交換の場合は交換により処分した当該不動産関連資産の評価額、海外

現行規約	変更案
不動産保有法人が保有する不動産関連資産と同様の性質を有する資産の処分の場合は海外不動産保有法人処分代金(以下で定義される。)を意味する。但し、消費税及び地方消費税、並びに処分に要する費用(もしあれば)を除く。)に、100分の0.5を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額(1円未満を切捨てる。)を資産運用会社に対して支払う。<u>但し、本投資法人が定める利害関係人との取引(海外不動産保有法人と本投資法人が定める利害関係人との取引の場合を含む。)</u>の場合は、処分報酬は無しとする。 なお、「海外不動産保有法人処分代金」とは、海外不動産保有法人が保有する不動産関連資産と同様の性質を有する資産を処分した場合の海外不動産保有法人の処分代金を、当該処分日時点での外国為替レートにより邦貨に換算し、当該処分日時点での本投資法人の当該海外不動産保有法人に対する出資持分割合を乗じて算出される金額をいう。 本投資法人は、かかる処分報酬を、当該資産の処分日(海外不動産保有法人が保有する不動産関連資産と同様の性質を有する資産の処分の場合は、海外不動産保有法人が不動産関連資産と同様の性質を有する資産を処分した日をいう。以下、本(3)において同じ。)が属する月の翌月末日まで(但し、翌月が本投資法人の翌営業期間となる場合は、処分日が属する月の末日まで)に、資産運用会社に対して支払う。 (新設)	不動産保有法人が保有する不動産関連資産と同様の性質を有する資産の処分の場合は海外不動産保有法人処分代金(以下で定義される。)を意味する。但し、消費税及び地方消費税、並びに処分に要する費用(もしあれば)を除く。)に、100分の0.5(<u>但し、本投資法人が定める利害関係人との取引の場合(海外不動産保有法人と本投資法人が定める利害関係人との取引の場合を含む。)</u>は100分の0.25とする。)を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額(1円未満を切捨てる。)を資産運用会社に対して支払う。 なお、「海外不動産保有法人処分代金」とは、海外不動産保有法人が保有する不動産関連資産と同様の性質を有する資産を処分した場合の海外不動産保有法人の処分代金を、当該処分日時点での外国為替レートにより邦貨に換算し、当該処分日時点での本投資法人の当該海外不動産保有法人に対する出資持分割合を乗じて算出される金額をいう。 本投資法人は、かかる処分報酬を、当該資産の処分日(海外不動産保有法人が保有する不動産関連資産と同様の性質を有する資産の処分の場合は、海外不動産保有法人が不動産関連資産と同様の性質を有する資産を処分した日をいう。以下、本(3)において同じ。)が属する月の翌月末日まで(但し、翌月が本投資法人の翌営業期間となる場合は、処分日が属する月の末日まで)に、資産運用会社に対して支払う。 (4) 合併報酬 <u>本投資法人と他の投資法人との間の合併(新設合併及び本投資法人が吸収合併存続法人又は吸収合併消滅法人となる吸収合併を含む。以下同じ。)</u>において、資産運用会社が当該他の投資法人の保有資産等

現行規約	変更案
2. (省略)	<u>の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施し、当該合併の効力が発生した場合には、合併時において当該他の投資法人が保有していた不動産関連資産又は海外不動産保有法人関連出資の合併時における評価額の100分の0.5 (但し、本投資法人が定める利害関係人との合併の場合は100分の0.25とする。)を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額(1円未満を切捨てる。)を、当該合併の効力発生日から3ヶ月以内に、資産運用会社に対して支払う。</u> 2. (現行のとおり)
(新設)	<u>第9章 附則</u> <u>第42条 (変更の効力発生)</u> <u>第37条第1項の変更については、2026年2月1日にその効力を生じるものとする。</u> <u>なお、本章の規定は、当該変更の効力発生後にこれを削除するものとする。</u>

第3号議案 執行役員1名選任の件

執行役員関延明は、2025年10月28日をもって任期満了となります。つきましては、2025年10月29日付で新たに執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案における執行役員の任期は、本投資法人規約の定めにより、就任する2025年10月29日から2年間となります。

なお、本議案は、監督役員全員の同意によって本投資主総会へ提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有する 本投資法人 の投資口数
(せき のぶあき) 関 延 明 (1964年10月9日生)	1988年 4 月 ジャスコ株式会社(現 イオン株式会社)入社 1990年10月 同社 コントロール部 1994年10月 同社 経営管理部 1995年10月 JAYA JUSCO STORES SDN.BHD. (現AEON CO.(M)BHD.) 出向 2000年 9 月 ジャスコ株式会社(現 イオン株式会社) 海外企業管理部 2002年 5 月 同社 グループ戦略室 2008年 5 月 クレアーズ日本株式会社 取締役経営管理本部長 2011年 7 月 イオン株式会社 ディベロッパー事業戦略チームリーダー 2012年 3 月 イオン・リートマネジメント株式会社 監査役 2013年 5 月 同社 取締役 2014年 3 月 イオン株式会社 GMS事業最高経営責任者兼 ディベロッパー事業最高経営責任者兼アジアシフト 推進責任者付 2015年 2 月 イオンリテール株式会社 執行役員ディベロッパー 本部長兼社長室長 2017年 3 月 同社 執行役員南関東カンパニー副支社長 2018年 3 月 イオン・リートマネジメント株式会社 顧問 2018年 5 月 同社 取締役 2019年 5 月 同社 代表取締役社長(現任) 2019年10月 イオンリート投資法人 執行役員(現任)	0口

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社であるイオン・リートマネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他には、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含められております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名の選任をお願いするものであります。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、戸川晶史を第一順位、豊島到を第二順位とします。本議案における補欠執行役員選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約の定めにより、第3号議案における執行役員の就任日である2025年10月29日から2年間となります。

なお、本議案は、監督役員全員の同意によって本投資主総会へ提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職状況	所有する 本投資法人 の投資口数
1	(とがわ あきふみ) 戸 川 晶 史 (1973年8月24日生)	1996年 4 月 ジャスコ株式会社(現 イオン株式会社)入社 2006年 3 月 同社 財務部財務グループ 2012年 9 月 イオン・リートマネジメント株式会社 財務企画部 財務グループマネージャー 2018年 4 月 同社 財務企画部長 2019年 5 月 同社 取締役 2019年 5 月 イオンリート投資法人 執行役員 2021年 5 月 イオン・リートマネジメント株式会社 取締役 投資運用・資産管理管掌(現任)	9□
2	(とよしま いたる) 豊 島 到 (1974年3月19日生)	1997年 4 月 野村證券株式会社 入社 2014年 6 月 イオン・リートマネジメント株式会社 入社 財務企画部IR・企画グループ 2015年 5 月 同社 財務企画部IR・企画グループマネージャー 2018年 5 月 同社 経営管理部長 2020年 5 月 イオン株式会社 出向 同社 戦略部 2021年 3 月 同社 秘書・広報担当兼秘書室長 2022年 3 月 同社 秘書・渉外担当兼秘書室長 2023年 3 月 イオン・リートマネジメント株式会社 社長付 2023年 5 月 同社 取締役 財務・管理管掌(現任)	0□

- ・上記補欠執行役員候補者戸川晶史は、投資口累積投資制度を利用することにより、本投資法人の投資口を9□(1□未満切捨て)所有しております。なお、所有する本投資法人の投資口数は2025年7月末日現在の状況を記載しております。上記補欠執行役員候補者豊島到は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者両名は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社であるイオン・リートマネジメント株式会社の取締役です。その他には、上記補欠執行役員候補者両名と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・本議案において選任される補欠執行役員については、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第5号議案 監督役員2名選任の件

監督役員関葉子及び寺原真希子の両氏は、2025年10月28日をもって任期満了となります。つきましては、2025年10月29日付で新たに監督役員2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における監督役員の任期は、本投資法人規約の定めにより、就任する2025年10月29日から2年間となります。

監督役員候補者は、次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職状況	所有する 本投資法人 の投資口数
1	(せき ようこ) 関 葉 子 (1970年8月30日生)	1995年 4 月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2001年 4 月 最高裁判所司法研修所第55期司法修習生 2002年10月 馬場・澤田法律事務所弁護士 2006年12月 銀座プライム法律事務所 弁護士(現任)(2007 年4月よりパートナー) 2009年 6 月 三井生命保険株式会社(現 大樹生命保険株式 会社) 社外監査役 2012年11月 イオンリート投資法人 監督役員(現任) 2014年 4 月 国土舘大学教授(現任) 2018年 7 月 日本ビューホテル株式会社 社外監査役 2019年 6 月 高砂熱学工業株式会社 社外取締役(現任)	0口
2	(てらはら まきこ) 寺 原 真希子 (1974年12月23日生)	1998年 4 月 最高裁判所司法研修所第52期司法修習生 2000年 4 月 長島・大野・常松法律事務所弁護士 2003年 5 月 銀座シティ法律事務所弁護士 2008年 1 月 メリルリンチ日本証券株式会社(現BofA証券株 式会社) 入社(インハウスイクイヤー) 2010年 9 月 榎本・寺原法律事務所(現弁護士法人東京表参 道法律会計事務所) 共同パートナー(現任) 2018年 6 月 株式会社アドバンテッジリスクマネジメント 社外取締役(現任) 2019年 3 月 日本フェイウィック株式会社 社外取締役(現任) 2019年 6 月 ジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式 会社 コンプライアンス委員会 外部委員(現任) 2021年10月 イオンリート投資法人 監督役員(現任) 2023年 5 月 株式会社高島屋 社外監査役(現任) 2024年 6 月 株式会社ニッスイ 社外監査役(現任)	0口

- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者両名は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含められております。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人規約第14条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第5号議案までの各議案は、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

また、本投資法人規約第14条第3項が適用される第3号議案から第5号議案までの各議案につきましては、2025年9月2日現在、少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。2025年9月2日から2週間以内に少数投資主から第3号議案から第5号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されないことになります。当該期間に少数投資主から第3号議案から第5号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、その旨及び当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されない旨を以下の本投資法人ウェブサイトに掲載いたします。

【本投資法人のウェブサイト】 <https://www.aeon-jreit.co.jp/>

以 上

投資主総会会場のご案内

【場 所】 東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1 KANDA SQUARE 3階 SQUARE ROOM

【TEL】 03-6811-7866 代表

【交 通】 ①都営新宿線小川町駅／東京メトロ丸ノ内線淡路町駅／東京メトロ千代田線新御茶ノ水駅 B7出口より徒歩3分

②東京メトロ半蔵門線神保町駅 A9出口より徒歩5分

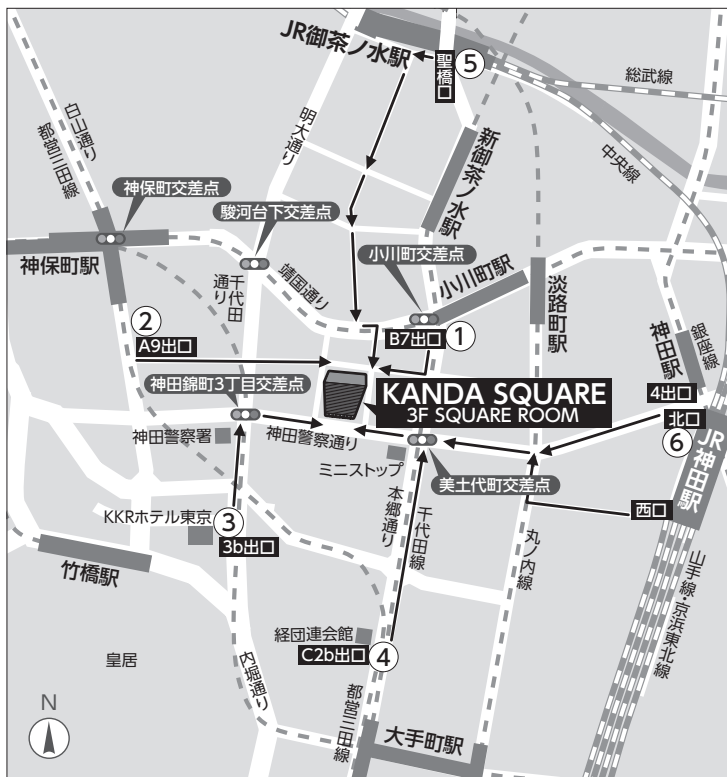
③東京メトロ東西線竹橋駅 3b出口より徒歩6分

④東京メトロ千代田線大手町駅 C2b出口より徒歩8分

⑤JR中央・総武線御茶ノ水駅 聖橋口より徒歩9分

⑥JR各線神田駅 4番／北口／西口より徒歩10分

(注) 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



この印刷物は、FSC® 認証紙を使用し、環境に優しい植物油インキを使って印刷しています。

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。